

○大刀洗町不良空家等除却補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不良空家等の除却を推進し、もって町民の生活環境の保全を図るため、不良空家等を除却しようとする者に対して、大刀洗町不良空家等除却補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、大刀洗町補助金等交付規則（平成17年大刀洗町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不良空家等 適切に管理されていない木造若しくは軽量鉄骨造の空家等であつて、周辺の住環境等を悪化させているもので、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表第1において、合計点数が100点以上に相当するもの。

イ その他町長が除却の必要があると認める空家等。

(2) 申請者 不良空家等の所有者又は所有者の相続関係者等をいう。

(3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。

(4) 対象費用 不良空家等の除却及び処分に要する費用をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる不良空家等は、町内の工事施工者（町内に本店、支店等の事業所を有する工事施工者、又は町内の個人工事施工者）が除却工事を行うもので、次の各号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めて対象とした建築物はこの限りでない。

(1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人又はその他の法人が所有権等を有していない建築物であること。

(3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物。

(4) 所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない建築物。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受ける目的で故意に破損させた場合は、補助の対象としない。

- 3 補助は、同一敷地において1回限りとし、敷地内に前条第1号アに該当する建築物又はその部分が複数存在する場合は、その全てを除却するものとする。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、75万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(不良度の判定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請の事前相談として、空家等事前調査依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、空家等の判定を受けなければならない。

- (1) 建物の全部事項証明書又は固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し
- (2) 位置図
- (3) 現況写真

- 2 町長は、前項の規定による事前調査依頼を受けたときは、別表に基づき空家等の判定を行い、その結果を空家等事前調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、除却に着手する前に大刀洗町不良空家等除却補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空家等事前調査結果通知書（様式第2号）
- (2) 不良空家等除却実施計画書（様式第4号）
- (3) 誓約書（様式第5号）
- (4) 除却工事見積書（3社以上）の写し
- (5) 所有者又は所有者の相続関係者であることが分かる書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- (6) 申請者が町税等に滞納がないことを証明する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の適否決定及び通知)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定による補助金の交付の適否を決定したときは、大刀洗町不良空家等除却補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（除却の着手）

第8条 除却の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（補助金交付申請の取下）

第9条 申請者は、事情により不良空家等の除却を中止しようとする場合は、大刀洗町不良空家等除却補助金交付申請取下申請書（様式第7号。以下「取下申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請者が前項の取下申請書を提出したときは、当該補助金交付決定を取り消すものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、大刀洗町不良空家等除却補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条 申請者は、除却が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、大刀洗町不良空家等除却完了報告書（様式第9号。以下「完了報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しその検査を受けなければならない。

(1) 請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し（除却工事を行った者が発行したもの）

(3) 工事写真（着手前、施行状況及び完了後が確認できるもの）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、申請者が前条の完了報告書を提出したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大刀洗町不良空家等除却補助金確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

（補助金の要求及び交付）

第12条 決定者は、確定通知書を受けたときは、大刀洗町不良空家等除却補助金交付請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）により補助金の請求をするものとする。

2 町長は、請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 関係法令又はこの要綱等に違反したとき。
 - (3) その他町長が補助金の決定を取り消す理由があると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、大刀洗町不良空家等除却補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、確定通知を行った後においても適用するものとする。
 - 4 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、大刀洗町不良空家等除却補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて補助金の返還を命じることができる。
 - 5 申請者は、前項の返還命令を受けたときは、当該補助金の全部又は一部を町長に返還しなければならない。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

評価区分	評価項目	評価内容	評点
構造の腐朽又は破損の程度	1 床	根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	2 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	3 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	4 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏	25

		板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
道路等の通行 人又は隣接地 に対する影響	外壁又は屋 根等	ア 外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15
		イ 外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
		ウ 外壁、屋根材等が道路又は隣接地に既に落下する等、敷地外に被害を及ぼしている状況がうかがえるもの	50
景観への影響		町並みの景観を著しく害するなど、特別の配慮が必要なもの	15
地元要望		自治会等の地元組織から要望があるもの	20

備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

様式第1号(第5条関係)

空家等事前調査依頼書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

空家等事前調査結果通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

不良空家等除却実施計画書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金交付申請取下申請書

[別紙参照]

様式第8号(第9条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

様式第9号(第10条関係)

大刀洗町不良空家等除却完了報告書

[別紙参照]

様式第10号(第11条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第11号(第12条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第12号(第13条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

様式第13号(第13条関係)

大刀洗町不良空家等除却補助金返還命令書
[別紙参照]